

日本超音波医学会・超音波検査学会の会員歴について

公益社団法人日本超音波医学会(以下、本会)認定超音波検査士の資格保有にあたっては、本会正会員、シニア会員、準会員のいずれか、または一般社団法人日本超音波検査学会(以下、検査学会)の正会員であることが資格保有の条件です。

ー所属する会を変更したい場合ー

Q. 検査学会から本会へ移動したいのですが、検査士資格は保有できますか？

Q. 本会から検査学会へ移動したいのですが、検査士資格は保有できますか？

A. 本会から検査学会に移動する場合は、どちらの会にも所属していない期間が1日でも生じた場合、資格喪失となりますので、注意してください。検査学会から本会へ移動する場合も同様です。

そのため、どちらの会にも所属していない期間がないように移動してください。1年間は両会に所属していただき、年度変わり(4月1日から新年度開始)の際にどちらかの会を選択されることをお勧めいたしますが、同時に2つの会には所属したくないという場合は、以下のようにしてください。

例)検査学会から本会へ移動の場合

本会へ新年度つまり4月1日付の「入会手続き」を完了した後に、検査学会へ3月31日付での「退会手続き」をしてください。「入会手続き」は、「①入会申し込み」と「②入会金と年会費の支払い」を完了していることをいいます。本会から、検査学会へ移動する場合も同様です。必ず移動する会への入会手続きを完了した後に、退会手続きをしてください。本会への入会手続きを完了せずに検査学会を退会した場合、検査士資格は喪失となります。

【検査学会在籍証明書について】

所属する会を移動される場合、更新あるいは受験申請の際、2つの会を1日も空白の期間なく継続して所属していることを確認するために、検査学会における会員歴の証明書「検査学会在籍証明書」が必要になります。

そのため、検査学会から本会へ移動する場合は、退会時に検査学会の会員ページより同証明書をプリントアウトし、更新や受験申請の際、必要に応じて本会へ提出してください。

ただし、更新の場合は、5年以上、試験の場合は3年以上、どちらかの会に継続して所属していることが確認できれば、同証明書の提出は不要となります。

本会の在籍期間については、事務局で確認いたしますので、更新あるいは受験申請の際、旧会員番号(8桁)とともにその旨、ご連絡ください。本会在籍期間の証明書の提出は不要です。

[一般社団法人日本超音波検査学会ウェブサイト内の超音波検査士関連ページはこちら](#)